

○平成二十三年総務省告示第八十七号（固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）

（平成二十三年三月二十二日）

（総務省告示第八十七号）

改正	平成二十三年	七月二二日	総務省告示第三四〇号
	同	二十三年一〇月二五日	同 第四五七号
	同	二十四年二月五日	同 第四五三号
	同	二十六年九月二六日	同 第三四二号
	同	二十八年三月二九日	同 第一〇三号
	同	二十九年九月一日	同 第二七四号
	同	三十年六月二九日	同 第二一八号
	同	三十二年一月二四日	同 第二九号
	令和元年	七月一日	同 第一〇四号
	同	二年九月二九日	同 第二八八号
	同	四年九月二日	同 第二九八号
	同	六年十一月二八日	同 第三五五号
	同	六年十二月二〇日	同 第四五一号
	同	七年五月二九日	同 第二七五号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の七及び第三十四条の八の規定に基づき、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光学的条件を次の

ように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、平成十一年郵政省告示第百六十二号（専用通信回線設備等端末の電氣的条件及び光学的条件を定める件）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

- 一 メタリック伝送路インタフェースの三・四キロヘルツ帯アナログ専用回線に接続される専用通信回線設備等端末は、別表第一号の条件とする。
- 二 メタリック伝送路インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第二号の条件とする。
- 三 同軸インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第三号の条件とする。
- 四 光伝送路インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末（映像伝送を目的とするものを除く。）は、別表第四号の条件とする。
- 五 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末は、別表第五号の条件とする。
- 六 その他インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末は、別表第六号の条件とする。

附 則 （平成二十三年七月二二日総務省告示第三四〇号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第6の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査を受け、又は法第六十二条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出を行ったものの電氣的条件等については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十五年五月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

改正文（平成二十三年一〇月二五日総務省告示第四五七号）

抄

平成二十三年十一月一日から施行する。

改正文（平成二十八年三月二九日総務省告示第一〇三号） 抄

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日（平成二十八年五月二十一日）から施行する。

改正文（令和六年一二月二八日総務省告示第三五五号） 抄

令和七年一月一日から施行する。

附 則（令和七年五月二九日総務省告示第一七五号）

(施行期日)

1 この告示は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の平成二十三年総務省告示第八十七号別表第五号第4の条件に適合する端末設備又は自営電気通信設備であつて、この告示の施行の日前に電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）第五十三条第一項に規定する技術基準適合認定、法第五十六条第一項に規定する設計認証、法第六十九条第一項の規定による端末設備の接続の検査若しくは法第七十条第二項の規定による自営電気通信設備の接続の検査（次項において「技術基準適合認定等」という。）を受け、又は法第六十二条第三項の規定による技術基準適合自己確認の届出（次項において単に「技術基準適合自己確認の届出」という。）を行ったものの電氣的条件等については、なお従前の例によることができる。

3 この告示の施行の日から令和九年九月三十日までに技術基準適合認定等を受け、又は技術基準適合自己確認の届出を行う端末設備又は自営電気通信設備（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつてインターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの（事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第五十四号）附則第三条の規定により、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘

案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものを除く。)と構造上一体となっている端末設備又は自営電気通信設備及びモバイルルータ(電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第二項第二十五号に規定するモバイルルータをいう。)を除く。)の電気的條件等については、この告示による改正後の平成二十三年総務省告示第八十七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第一号 メタリック伝送路インタフェースの3.4kHz帯アナログ専用回線に接続される専用通信回線設備等端末

周波数帯域		送出電力、送出電流及び送出電圧等の条件
4kHzまでの送出電力		平均レベルは-8dBm以下で、かつ、最大レベルは0dBm以下。 端末設備は、電気通信回線に直流の電圧を加えないこと。ただし、直流重量が認められる場合にあつては次のとおりとする。 送出電流 45mA以下 送出電圧(線間) 100V以下 送出電圧(対地) 50V以下
不要送出レベル	4kHzから8kHzまで	-20dBm以下
	8kHzから	-40dBm以下

12kHzまで	
12kHz以上の各4kHz帯域	-60dBm以下

注

- 1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)であり、最大レベルとは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル(実効値)とする。
- 2 送出電力及び不要送出レベルは、平衡600Ωのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
- 3 送出電圧は、回路開放時にも適用する。
- 4 送出電流は、回路短絡時の電流とする。
- 5 パルス符号を送出する場合のms単位で表したパルス幅の数値は20以上とし、mA単位で表した送出電流の数値はパルス幅の数値以下とする。

別表第二号 メタリック伝送路インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末

インタフェースの種類	送出電圧
TTC標準JJ-50.10	110Ωの負荷抵抗に対して、6.9V(P-P)以下
ITU-T勧告G.961(TCM方式)	110Ωの負荷抵抗に対して、7.2V(O-P)以下(孤立パルス中央値)

	(時間軸方向)	
ITU-T勧告 G.992.1 Annex A	総送信電力は、25kHzから138kHzの周波数範囲において12.5dBmを超えないこと。	
G.992.1 Annex C	周波数帯域	
G.992.2 Annex A	電力制限マスク値 (dBm/Hz)	
G.992.2 Annex C	0kHzを超え 4kHz未満	-97.5及び0〜 4kHz幅の電力 最大値が+ 15dBm (注1、注2)
	4kHzを超え 25.875kHz未満	-92.5 + 21.5 × log <sub>2</sub> (f / 4)
	25.875kHzを超え 138kHz未満	-34.5
	138kHzを超え 307kHz未満	-34.5 - 48 × log <sub>2</sub> (f / 138)
	307kHzを超え 1,221kHz未満	-90

1,221kHzを超え 1,630kHz未満	-90以下及び [f / f + 1 MHz] 幅の窓を かけた電力最大 値が (-90 - 48 × log <sub>2</sub> (f / 1221) + 60) dBm
1,630kHzを超え 11,040kHz未満	-90以下及び [f / f + 1 MHz] 幅の窓を かけた電力最大 値が -50dBm
総送信電力及び電力制限マスク値は、100Ω終端で測定した値とする。 (注1) 0kHz〜4kHzの総合電力は600Ω終端で測定した値とする。 (注2) dBmとは1ピコワットを基準とする電力の対数表示で	

ITU-T勧告 G.992.1 Annex H に準拠するSSDSL方式	あり+15dBm = -75dBmである。	
	総送信電力は、25kHzから1,104kHzの周波数範囲において16.3dBmを超えないこと。	
	周波数帯域	電力制限マスク 値 (dBm/Hz)
	0kHzを超え 4kHz未満	-97.5及び0〜 4kHz幅の電力 最大値が+ 15dBm (注1、注2)
	4kHzを超え 25.875kHz未満	-92.5 + 21 × log <sub>2</sub> (f/4)
	25.875kHzを超え 1,104kHz未満	-36.5
	1,104kHzを超え 3,093kHz未満	-36.5 - 36 × log <sub>2</sub> (f/1104)
	3,093kHzを超え	-90以下及び

4,545kHz未満	[f f+1 MHz] 幅の窓を かけた電力最大 値が (-36.5 - 36 × log <sub>2</sub> (f/ 1104) + 60) dBm
4,545kHzを超え 11,040kHz未満	-90以下及び [f f+1 MHz] 幅の窓を かけた電力最大 値が -50dBm
総送信電力及び電力制限マスク値 は、100Ω終端で測定した値とす る。 (注1) 0kHz〜4kHzの総合電 力は600Ω終端で測定した値とす る。 (注2) dBmとは1ピコワット を基準とする電力の対数表示で あり+15dBm = -75dBmであ	

る。

注 総送信電力とは送信信号の総合電力（時間平均）である。  
別表第三号 同軸インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末

インタフェースの種類	送出電圧	
ITU-T勧告 J. 112 Annex B に準拠するケーブルモデム	送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	QPSK	+58dBmV
	16QAM	+55dBmV
ITU-T勧告 J. 112 Annex C に準拠するケーブルモデム	送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+	

ITU-T勧告 J. 122 に準拠するケーブルモデム	2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	QPSK	+118dBμV
	16QAM	+115dBμV
ITU-T勧告 J. 122 に準拠するケーブルモデム	TDMAの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。	
	変調方式	送信電圧レベル
	QPSK	+58dBmV
	∞QAM'	+55dBmV
	16QAM	
	32QAM'	+54dBmV
	64QAM	
S-CDMAの場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超		

	えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変調方式</th> <th>送信電圧レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM (TCM)</td> <td>+53dBmV</td> </tr> </tbody> </table>	変調方式	送信電圧レベル	QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM (TCM)	+53dBmV
変調方式	送信電圧レベル				
QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM (TCM)	+53dBmV				
ITU-T勧告 J. 122 Annex J に準拠するケーブルモデム	<p>TDMAの場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>				

変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+118dB $\mu$ V
8QAM、16QAM	+115dB $\mu$ V
32QAM、64QAM	+114dB $\mu$ V
<p>S-CDMAの場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK、8QAM、16QAM、32QAM、64QAM、128QAM	+113dB $\mu$ V

ITU-T勧告 J. 222.1 に準拠するケーブルモデム	(TCM)												
	<p>TDMA (1チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変調方式</th> <th>送信電圧レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>QPSK</td> <td>+61dBmV</td> </tr> <tr> <td>∞QAM'</td> <td>+58dBmV</td> </tr> <tr> <td>16QAM</td> <td></td> </tr> <tr> <td>32QAM'</td> <td>+57dBmV</td> </tr> <tr> <td>64QAM</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		変調方式	送信電圧レベル	QPSK	+61dBmV	∞QAM'	+58dBmV	16QAM		32QAM'	+57dBmV	64QAM
変調方式	送信電圧レベル												
QPSK	+61dBmV												
∞QAM'	+58dBmV												
16QAM													
32QAM'	+57dBmV												
64QAM													
<p>TDMA (2チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号1チャンネルの帯域における</p>													

平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+58dBmV
∞QAM'	+55dBmV
16QAM	
32QAM'	+54dBmV
64QAM	
<p>TDMA (3又は4チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号1チャンネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+55dBmV
∞QAM'	+52dBmV
16QAM	

32QAM'	+51dBmV
64QAM	
<p>S—CDMA（1チャンネル）の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK' 8 QAM' 16QAM' 32QAM' 64QAM' 128QAM (TCM)	+56dBmV
<p>S—CDMA（2～4チャンネル）の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変</p>	

<p>調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号1チャンネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK' 8 QAM' 16QAM' 32QAM' 64QAM' 128QAM (TCM)	+53dBmV
ITU—T勧告 J' 222. 1 Annex D に準拠するケーブルモデム	<p>TDMA（1チャンネル）の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75Ω終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+</p>

2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+121dB $\mu$ V
8QAM <sup>*</sup>	+118dB $\mu$ V
16QAM	
32QAM <sup>*</sup>	+117dB $\mu$ V
64QAM	
<p>TDMA (2チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75<math>\Omega</math>終端の条件で測定した送信信号1チャンネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+118dB $\mu$ V
8QAM <sup>*</sup>	+115dB $\mu$ V
16QAM	
32QAM <sup>*</sup>	+114dB $\mu$ V
64QAM	

<p>TDMA (3又は4チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75<math>\Omega</math>終端の条件で測定した送信信号1チャンネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。</p>	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK	+115dB $\mu$ V
8QAM <sup>*</sup>	+112dB $\mu$ V
16QAM	
32QAM <sup>*</sup>	+111dB $\mu$ V
64QAM	
<p>SS-CDMA (1チャンネル) の場合</p> <p>送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75<math>\Omega</math>終端の条件で測定した送信信号帯域における平均レベルと</p>	

し、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK' 8 QAM' 16QAM' 32QAM' 64QAM' 128QAM (TCM)	+116dB $\mu$ V
S-CDMA (2~4チャネル) の場合 送信電圧レベルは、送信する変調方式において以下のレベルを超えないこと。なお、送信電圧レベルは75 $\Omega$ 終端の条件で測定した送信信号1チャネルの帯域における平均レベルとし、送信電圧レベルの許容値は+2dB以内とする。	
変調方式	送信電圧レベル
QPSK' 8	+113dB $\mu$ V

	QAM' 16QAM' 32QAM' 64QAM' 128QAM (TCM)	
--	---	--

別表第四号 光伝送路インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末

伝送路速度	光出力
6.312Mb/s以下	-7dBm (平均レベル) 以下
6.312Mb/sを超え155.52Mb/s以下	+3dBm (平均レベル) 以下
TTC標準 JT-G957 (52Mb/s) 適用伝送路コード I-0	-11dBm (平均レベル) 以下
TTC標準 JT-G957 (52Mb/s) 適用伝送路コード L-0.1	+3dBm (平均レベル) 以下
ITU-T勧告	-8dBm (平均レベル) 以下

G: 957 (155Mb/s) アプリケーションポート I-1, S-1.1, S-1.2	
ITU-T勧告 G: 957 (155Mb/s) アプリケーションポート L-1.1, L-1.2, L-1.3	0dBm (平均レベル) 以下
ITU-T勧告 G: 957 (622Mb/s) アプリケーションポート I-4, S-4.1, S-4.2	-18dBm (平均レベル) 以下
ITU-T勧告 G: 957 (622Mb/s) アプリケーションポート L-4.1, L-4.2, L-4.3	+2dBm (平均レベル) 以下
ITU-T勧告 G: 957 (2.488Gb/s) アプリケーションポート I-16	-13dBm (平均レベル) 以下
ITU-T勧告 G: 957 (2.488Gb/s)	0dBm (平均レベル) 以下

アプリケーションポート S-16.1, S-16.2	
ITU-T勧告 G: 957 (2.488Gb/s) アプリケーションポート L-16.1, L-16.2, L-16.3	+3dBm (平均レベル) 以下
ISO標準8802-3 Section26 (100BASE-FX)	-14dBm (平均レベル) 以下
ISO標準8802-3 Section38.3 (1000BASE-SX)	0dBm (平均レベル) 以下
ISO標準8802-3 Section38.4 (1000BASE-LX)	-13dBm (平均レベル) 以下
ATM-Forum af-phy-0062 (155Mb/s)	-14dBm (平均レベル) 以下

別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末

(平23総省告340・平23総省告457・平24総省告453・平26総  
省告342・平28総省告103・平29総省告274・平30総省告

218・平31総省告29・令元総省告104・令2総省告288・令4  
総省告298・一部改正)

第1 無線設備規則第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号  
速度が毎秒1,2288メガチップの無線設備又は第49条の6の5に規  
定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1,2288メガチップの無線設  
備を使用する端末設備の電氣的条件等

#### 1 基本的機能

- (1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送  
出するものであること。
- (2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送  
出するものであること。
- (3) 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する  
信号を送出するものであること。

#### 2 発信時の制限機能

- (1) 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認す  
る場合であつて、電気通信回線からの応答が確認できないと  
きは、選択信号送出終了後2分以内にチャネルを切断する信  
号を送出し、送信を停止するものであること。
- (2) 自動再発信(応答のない相手に対して引き続いて繰り  
返し自動的に行う発信をいう。以下同じ。)を行う場合に  
あつては、その回数は3回以下であること。なお、最初の発信

から3分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。

- (3) (2)の規定は、火災、盗難その他の非常の場合に  
は、適用しない。

#### 3 送信タイミング

- (1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の  
6の4又は第49条の6の5の伝送設備(同規則第49条の6の  
伝送設備により中継される場合を含む。以下第1において  
「伝送設備」という。)から受信したスロットに同期させ、  
かつ、受信スロットの受信が終了した時から不規則な遅延の  
後に送信を開始するものであること。
- (2) 通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信した  
フレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレ  
ームとの偏差は±1マイクロ秒の範囲であること。

#### 4 ランダムアクセス制御

- (1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備  
ア 制御チャネル上で、上りメッセージを送出後、160ミリ  
秒以上1,360ミリ秒以下の伝送設備から指定された時間内  
にその信号の受信を確認した信号(以下「確認信号」とい  
う。)を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにお  
ける送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場  
合は、0スロットから16スロットの不規則な遅延時間の後

に、確認信号を受信するまで伝送設備に信号を再度送出するものとする。この場合において、再度送出する回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、15回を超えないこと。

イ アにおいて確認信号を受信できなかった場合は、0スロットから16スロットの不規則な遅延時間の後に、アの動作を行うこととする。この場合において、再びアの動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、14回を超えないこと。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、伝送設備から指示があった場合において、この限りでない。

#### (2) 無線設備規則第49条の6の5の端末設備

ア 制御チャネル上で、上りメッセージを送出後、213ミリ秒以上6,587ミリ秒以下の伝送設備から指定された時間内に確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。確認信号を受信できなかった場合は、213ミリ秒以上6,587ミリ秒以下の不規則な遅延時間の後に、確認信号を受信するまで伝送設備に信号を再度送出するものとする。この場合において、再度送出する回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、15回を超えないこと。

イ アにおいて確認信号を受信できなかった場合は、213ミリ秒以上6,587ミリ秒以下の不規則な遅延時間の後に、アの動作を行うこととする。この場合において、再びアの動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、14回を超えないこと。ただし、不規則な遅延時間の最大値については、伝送設備から指示があった場合において、この限りでない。

### 5 位置登録制御

#### (1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

#### (2) 無線設備規則第49条の6の5の端末設備

伝送設備からの位置情報が端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、この限りでない。

### 6 受信レベル通知機能

#### (1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送

設備の指定された制御チャネルの受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

## (2) 無線設備規則第49条の6の5の端末設備

ア 伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された制御チャネルの受信レベルについて検出を行い、指定された時間間隔ごとにその結果を伝送設備に通知すること。

イ 通話チャネルの受信レベルと端末の周辺の伝送設備の制御チャネルの最大受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

## 7 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合は、確認をする信号の送出手は不要とする。

## 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能

を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

## 9 その他

端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

## 第2 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

(3) 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。

### 2 発信時の制限機能

(1) 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であつて、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後2分以内にチャネルを切断する信

号を送出し、送信を停止するものであること。

(2) 自動再発信を行う場合にあつては、その回数は3回以下であること。なお、最初の発信から3分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。

(3) (2)の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。

### 3 送信タイミング

(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第2において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。

(2) 通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時から1,024チップに相当する遅延時間の後に送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±1.5チップの範囲であること。

### 4 ランダムアクセス制御

(1) 制御チャネルにおける送信は、伝送設備から指定された条件に基づき信号を送出後、7,680チップ又は12,800チップの伝送設備から指定された時間後に送信許可信号を受信し

た場合は、当該信号を受信してから7,680チップ後に情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、64回を超えないこと。

### 5 位置登録制御

伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

### 6 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定されたチャネルの受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

### 7 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有す

ること。ただし、伝送設備から指示があった場合は、確認をする信号の送出は不要とする。

#### 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

#### 9 その他

端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

第3 無線設備規則第49条の6の6に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒3.84メガチップ又は毎秒7.68メガチップの無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

#### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

(3) 通信を終了する場合にあつては、チャンネルを切断する

信号を送出するものであること。

#### 2 発信時の制限機能

(1) 発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であつて、電気通信回線からの応答が確認できないときは、選択信号送出終了後2分以内にチャンネルを切断する信号を送出し、送信を停止するものであること。

(2) 自動再発信を行う場合にあつては、その回数は3回以下であること。なお、最初の発信から3分を超えた場合には別の発信とみなすものとする。

(3) (2)の規定は、火災、盗難その他の非常の場合には、適用しない。

#### 3 送信タイミング

(1) 制御チャンネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の6の伝送設備（以下第3において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。

(2) 通信チャンネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は0から+3チップの範囲であること。

#### 4 ランダムアクセス制御

(1) 制御チャネル上で、上りメッセージを送出後、100ミリ秒以上8,000ミリ秒以下の伝送設備から指定された時間内に確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。

(2) (1)において確認信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えず、かつ、7回を超えないこと。

#### 5 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合は、確認をする信号の送出は不要とする。

#### 6 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

#### 7 その他

端末設備等規則第22条から第24条まで及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

#### 第4 無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

##### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

##### 2 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の9又は第49条の6の10の伝送設備(同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4において「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は $\pm 130$ ナノ秒(無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあつては、 $\pm 434$ ナノ秒)の範囲であること。

##### 3 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム(無線設備規則第49条

の6の9第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあつては、403サブフレーム) 以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。ただし、無線設備規則第42条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあつては、伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、4サブフレーム+10.24秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信したときは、送信許可信号を受信した時から、12ミリ秒以降に開始するスロットで情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。

#### 4 タイムアライメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を

有すること。

#### 5 位置登録制御

伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

#### 6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

#### 7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

#### 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外の

ものについては、容易に知得ができないこと。

## 9 救済網に過大な負荷を与えないようにする機能

(1) 救済網（端末設備等規則第32条の24の2に規定する救済網をいう。（2）において同じ。）への接続は、基地局から報知される規制情報に従って行うこと。

(2) 救済網へ接続した際に救済網から拒否信号を受信したときは、当該拒否信号に付された再送間隔に指定された間隔をおいた後に接続を試みる。ただし、再送間隔の指定が無い場合は、12分以上の間隔をおいた後に接続を試みる。こと。

(3) 無線設備規則第49条の6の9第1項及び第5項に規定する陸上移動局の無線設備又は同条第1項及び第6項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備並びに複数の電気通信事業者のデジタルデータ伝送用設備（端末設備等規則第2条第2項第15号に規定するデジタルデータ伝送用設備をいう。以下（3）において同じ。）に接続する機能を有しない端末設備及び専ら試験を行うことを目的としてデジタルデータ伝送用設備に接続する端末設備（専ら本邦外において使用するものに限る。）にあつては、（1）及び（2）の規定を適用しない。

## 10 その他

端末設備等規則第22条第2号、第23条、第26条から第28条まで及び第32条の24の2第3号に規定する機能と同等の機能を備えること。ただし、9（3）に規定する端末設備にあつては、同号に規定する機能と同等の機能を備えることを要しない。

第4の2 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

### 2 送信タイミング

無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13の伝送設備（以下第4の2において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては±130ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。

### 3 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出した後、一シンボル以降の最初に制御信号の検出を試みるシンボルから10ミリ秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された条件において情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。

#### 4 タイムアライメント制御

伝送設備からの指定に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

#### 5 位置登録制御

(1) 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

(2) 伝送設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあつては、端末に記憶されている位置情報を更新

し、かつ、保持するものであること。

(3) 無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の23の7、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となっており、同令第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の23の7、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあつては、

(1)及び(2)の規定を適用しない。

#### 6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

#### 7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

#### 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、当該装置を取り外す機能を有している場合を除き、容易に取り外せないこと。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得できないこと。

#### 9 チャンネル切替指示に従う機能

伝送設備からのチャンネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャンネルに切り替える機能を備えなければならない。

#### 10 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

#### 11 故障時の自動的な送信停止機能

故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

#### 12 重要通信の確保のための機能

重要通信を確保するため、伝送設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、信号を発信しない機能を備えなければならない。

### 第4の3 無線設備規則第49条の23の7に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

#### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送

出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

#### 2 送信タイミング

無線設備規則第49条の23の7の伝送設備（同令第49条の23の8の伝送設備により中継される場合を含む。以下第4の3において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は±130ナノ秒の範囲であること。

#### 3 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、13サブフレーム以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された6サブフレーム以降で最初に送信可能なサブフレーム又はその次に送信可能なサブフレームに情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数

- を超えないこと。
- 4 タイムアライメント制御  
伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。
  - 5 位置登録制御  
伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。
  - 6 送信停止指示に従う機能  
伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。
  - 7 受信レベル通知機能  
伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。
  - 8 端末固有情報の変更を防止する機能
    - (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を

- を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
  - (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。
- 9 その他  
端末設備等規則第122条第2号、第123条及び第126条から第128条までに規定する機能と同等の機能を備えること。
- 第5 無線設備規則第49条の28に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等
- 1 基本的機能
    - (1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。
    - (2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。
    - (3) 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。
  - 2 発信時の制限機能  
発信に際して相手の端末からの応答を自動的に確認する場合であつて、電気通信回線からの応答が確認できないときは、送信を停止するものであること。
  - 3 送信タイミング

(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の28の伝送設備（以下第5において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたアクセススロットにおいて送信を開始するものであること。

(2) 通信チャネルにおける送信は、伝送設備から受信したフレームに同期させ、かつ、その開始の時と受信したフレームとの偏差は $\pm(T_b/32) / 4$ の範囲であること。

(注)  $T_b$ とは、有効シンボル長である。

#### 4 ランダムアクセス制御

制御チャネル上で、上り信号を送出後、伝送設備から指定された時間内に確認信号を伝送設備から受信した場合は、制御チャネルにおける送信を完了すること。

#### 5 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を有すること。

#### 6 その他

端末設備等規則第22条から第24条まで、第26条及び第27条に規定する機能と同等の機能を備えること。

### 第6 無線設備規則第49条の29に規定する方式の無線設備を使用す

る端末設備の電気的条件等

#### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

#### 2 送信タイミング

無線設備規則第49条の29の伝送設備（以下第6において「伝送設備」という。）から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたチャネルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、 $\pm 208$ ナノ秒（無線設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあつては、 $\pm 130$ ナノ秒）の範囲であること。

#### 3 ランダムアクセス制御

(1) 通信チャネルの指定の要求をする信号の送信は、伝送設備からの制御信号に同期して行うものであること。

(2) 通信チャネルの指定の要求をする信号を送信した後、伝送設備から1.2秒（無線設備規則第49条の29第1項、第7項及び第8項に規定する陸上移動局の無線設備を使用する端末設備の場合にあつては、0.403秒）以内に通信チャネルを

指定する信号を受信した場合は、指定された通信チャネルを使用して情報の送信を行うものであること。

(3) 伝送設備からの通信チャネルを指定する信号が受信できなかつた場合にあつては、不規則な遅延時間の後に(1)以降の動作を行うものとする。ただし、この動作の回数は200回を超えてはならない。

#### 4 タイムアライメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

#### 5 位置登録制御

伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があつた場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

#### 6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

#### 7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定され

た条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

#### 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

#### 9 その他

端末設備等規則第22条第2号、第23条及び第26条から第28条までに規定する機能と同等の機能を備えること。

第6の2 無線設備規則第49条の29の2に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

#### 1 基本的機能

(1) 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。

(2) 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。

#### 2 送信タイミング

無線設備規則第49条の29の2の伝送設備（以下第6の2にお

いて「伝送設備」という。)から受信したフレームに同期させ、かつ、伝送設備から指定されたシンボルにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始の時の偏差は、サブキャリア間隔が15kHz及び30kHzにおいては±130ナノ秒、サブキャリア間隔が60kHzにおいては±65ナノ秒、サブキャリア間隔が120kHzにおいては±16.25ナノ秒の範囲であること。

### 3 ランダムアクセス制御

(1) 伝送設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出した後、一シンボル以降の最初に制御信号の検出を試みるシンボルから10ミリ秒以内の伝送設備から指定された時間内に伝送設備から送信許可信号を受信した場合は、送信許可信号を受信した時から、伝送設備から指定された条件において情報の送信を行うこと。

(2) (1)において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び(1)の動作を行うこととする。この場合において、再び(1)の動作を行う回数は、伝送設備から指示される回数を超えないこと。

### 4 タイムアライメント制御

伝送設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を有すること。

### 5 位置登録制御

(1) 伝送設備からの位置情報が、端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、伝送設備から指示があった場合、又は利用者が当該端末を操作した場合は、この限りでない。

(2) 伝送設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあつては、端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

(3) 無線設備規則第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の23の7、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備と構造上一体となつており、同令第49条の6の9、第49条の6の10、第49条の23の7、第49条の28又は第49条の29に規定する方式の無線設備を使用する端末設備において位置登録制御を行う端末にあつては、

(1)及び(2)の規定を適用しない。

### 6 送信停止指示に従う機能

伝送設備からチャネルの切断を要求する信号を受信した場合は、送信を停止する機能を有すること。

### 7 受信レベル通知機能

伝送設備から指定された条件に基づき、端末の周辺の伝送設備の指定された参照信号の受信レベルについて検出を行い、当

該端末の周辺の伝送設備の受信レベルが伝送設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果を伝送設備に通知すること。

## 8 端末固有情報の変更を防止する機能

(1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。

(2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。

(3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

## 9 チャネル切替指示に従う機能

伝送設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

## 10 受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能

通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

## 11 故障時の自動的な送信停止機能

故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

## 12 重要通信の確保のための機能

重要通信を確保するため、伝送設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、信号を発信しない機能を備えなければならない。

第7 無線設備規則第49条の2第1号から第4号までに規定する小電力データ通信システムの無線局の無線設備又は同規則第49条の2の2に規定する5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備を使用する端末設備の電氣的条件等

### 1 識別符号の符号長

識別符号の符号長は、48ビット以上であること。ただし、

5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え

5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、19ビット以上であること。

### 2 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定

使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の方法によるものであること。ただし、5,150MHzを超え

5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は

5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、判定後8ミリ秒以内に、当該判定を行った無線

設備を使用する無線局又はこれを通信の相手方とする無線局が送信を開始する場合は、当該判定を省略することができる。

- (1) 2,400MHz以上2,483.5MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。ただし、通信品質劣化時に通信路の切断を行う機能を有するものにあつては、通信路の正常性を確認することにより判定を行うことができる。
- (2) 2,471MHz以上2,497MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号と拡散のための信号を演算し信号レベルを検出することにより判定を行う。
- (3) 5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、通信の相手方以外の無線局の無線設備から発射された電波を受信し、受信空中線の最大利得方向における電界強度が毎メートル100ミリボルトを超える場合に当該無線設備が発射する周波数の電波と同一の周波数の電波の発射を行わないものであること。

別表第六号 その他インタフェースの固定電話端末及び専用通信回線設備等端末

インタフェースの種類	電氣的条件等
ITU-T勧告	端末設備の送出電圧は、3～7kΩ

V. 28	の負荷抵抗に対して15V以下
ITU-T勧告 V. 10/V. 11	端末設備の送信側出力端子間における開放電圧は、12V以下
ITU-T勧告 G. 703 (1.544Mb/s)	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して3.7V (O-P) 以下
ISO標準8802-3 Section7 (AUI)	端末設備の送出電圧は、73Ω\83Ωの負荷抵抗に対して1,315mV (O-P) 以下
ISO標準8802-3 Section14 (10BASE-T)	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して6.2V (P-P) 以下
ISO標準8802-3 Section25 (100BASE-TX)	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して2.1V (P-P) 以下
ISO標準8802-3 Section40 (1000BASE-T)	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して6.2V (P-P) 以下
TTC標準 JT-I432.5 (25Mb/s)	端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して3.4V (P-P) 以下

<p>ITU-T勧告 G. 703 (45Mb/s)</p>	<p>連続する1のパターンの信号を3kHzの帯域幅で測定して、次の条件を満足すること。</p> <p>22,368kHz : +5.7dBm以下</p> <p>44,736kHz : 22,368kHzの送出電力より20dB以下</p> <p>負荷インピーダンス75Ω</p>
<p>TTC標準 JT-I430、JT-I430a</p>	<p>端末設備の送出電圧は、50Ωの負荷抵抗に対して0.8625V (O-P)以下、400Ωの負荷抵抗に対して2.025V (O-P)以下</p>
<p>TTC標準 JT-I431、JT-I431a</p>	<p>端末設備の送出電圧は、100Ωの負荷抵抗に対して4.32V (O-P)以下</p>